

学校感染症(第2・3種・その他)の診断書及び証明書

学校名 岐南町立岐南中学校 年 組 氏名

1 上記の者について、下記の病気(○印)と診断しました。

2 上記の者について、下記の理由により、 月 日から 月 日まで (日間) 出席の停止をしたことを認めます。

第2種学校感染症

1	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
2	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
3	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
4	風しん	発しんが消失するまで
5	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
6	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
7	結核	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
8	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染するおそれがないと認めるまで
9 ※	新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ	保護者が別紙「新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ罹患報告書」を記入・提出する。

第3種学校感染症

10	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
11	流行性角結膜炎	同上
12	急性出血性結膜炎	同上
13	コレラ	同上
14	細菌性赤痢	同上
15	腸チフス	同上
16	パラチフス	同上
〔 下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの 〕		
17	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て、全身症状がよくなるまで
18	手足口病	発熱、口内疹等の急性症状が消退して、全身状態の安定するまで
19	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
20	その他の感染症 【 】	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)・ヘルパンギーナ等をいいます。

〔通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症〕

アタマジラミ・水いぼ(伝染性軟疣(属)腫)・伝染性膿痂疹

令和 年 月 日

医師

印